

# 水道料金・下水道使用料の計算方法 (2か月計算)

## (1) 水道料金の計算式

【基本料金(税込額) + 従量料金(税込額)】

【水道メーターの口径が20mmで2か月間の使用水量が45m<sup>3</sup>の場合の計算例】

基本料金	口径20mmの基本料金	従量料金	従量料金区分	区分毎の水量	区分毎の単価	区分毎の料金
			1～20m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	× 88.00円	= 1,760.00円
			21～40m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	× 203.50円	= 4,070.00円
			41～100m <sup>3</sup>	5m <sup>3</sup>	× 225.50円	= 1,127.50円
	2,750.00円		計	45m <sup>3</sup>		6,957.50円

●基本料金2,750.00円と従量料金 6,957.50円の合計額 9,707.50円から

1円未満の端数を切り捨てた額が水道料金となります。-----

**9,707円**

## (2) 下水道使用料の計算式

【基本使用料(税込額) + 超過使用料(税込額)】

【水道メーターの口径が20mmで2か月間の使用水量が45m<sup>3</sup>の場合の計算例】

基本使用料	0m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> までは基本使用料分です	超過使用料	超過使用料区分	区分毎の水量	区分毎の単価	区分毎の使用料
			[ 0～20m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	(基本使用料分の水量です)	
			21～40m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	× 114.40円	= 2,288.00円
			41～100m <sup>3</sup>	5m <sup>3</sup>	× 150.70円	= 753.50円
	1,546.60円		計	45m <sup>3</sup>		3,041.50円

●基本使用料 1,546.60円と超過使用料 3,041.50円の合計額 4,588.10円から

1円未満の端数を切り捨てた額が水道料金となります。-----

**4,588円**

## ※上記計算式で使用する算出基礎額一覧 (2か月計算用)

### (1) 水道料金算出基礎額(平成10年4月1日改定)

【金額に消費税を含みます】

○基本料金

水道メーターの口径(mm)	金額
13	1,276.00円
20	2,750.00円
25	4,180.00円
30	6,160.00円
40	11,660.00円
50	24,640.00円
75	54,120.00円
100	105,600.00円
150	286,000.00円
200	572,000.00円

○従量料金(1m<sup>3</sup>につき)

種別及び用途 区分	専用栓			共用栓
	一般用		公衆浴場用	
	水道メーターの口径25mm以下	水道メーターの口径30mm以上		
1～20m <sup>3</sup>	88.00円	225.50円	137.50円	88.00円
21～40m <sup>3</sup>	203.50円			
41～100m <sup>3</sup>	225.50円			
101～200m <sup>3</sup>	264.00円	264.00円		
201～400m <sup>3</sup>	302.50円	302.50円		
401m <sup>3</sup> 以上	341.00円	341.00円	203.50円	

\*1m<sup>3</sup>あたりの単価は使用量によって段階的に変わります。

○消火栓使用料金(私設)

演習1回につき 10分毎 ----- 1,430.00円

### (2) 下水道使用料算出基礎額(平成14年6月1日改定)

【金額に消費税を含みます】

区分	基本使用料	超過使用料(1m <sup>3</sup> につき)							
		21～40m <sup>3</sup>	41～100m <sup>3</sup>	101～200m <sup>3</sup>	201～400m <sup>3</sup>	401～1,000m <sup>3</sup>	1,001～2,000m <sup>3</sup>	2,001～20,000m <sup>3</sup>	20,001m <sup>3</sup> 以上
汚水量	0m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで								
一般汚水	1,546.60円	114.40円	150.70円	247.50円	301.40円	386.10円	415.80円	446.60円	462.00円
公衆浴場		24.20円							

\*下水道使用料は汚水量(使用水量)が0m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>(2か月間)まで基本使用料のみとなり、20m<sup>3</sup>を超える分については超過使用料が加算されます。

